

湖西市農業委員会議事録（7月）

招 集 年 月 日	令和 6 年 7 月 16 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		7 月 16 日(金) 午後 2 時 00 分				議長		山本 敬博	
	閉 会		7 月 16 日(金) 午後 2 時 26 分				議長		山本 敬博	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 (欠席 0 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	○				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	○				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会 議 録 署 名 委 員	2 番		三浦 克明			12 番		深田 征宏		
職務のため出席 した者の職氏名	次 長 副主任		吉田 善行 朝倉 麻貴							
会 議 に 付 し た 事 件	1 開 会									
	2 会長あいさつ									
	3 議 題 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 34 号 湖西市農業振興地域整備計画の変更について									
	4 報告事項 報告第 20 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 21 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 22 号 農地法第 5 条届出受理について									
	5 その他									
	6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和6年7月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

次 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、出席委員数は、定数 14 人のところ 14 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 7 月定例会を開会いたします。

次 長 ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 2 番の三浦克明委員、12 番の深田征宏委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 37 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 37 番及び図面の No.1 です。申請地は XXXXXXXXXXにある農地で、

松井委員

事務局

事務局

続きまして申請番号 39 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 39 番及び図面の No. 3 です。申請地は[]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]国籍の永住者で新規就農者です。以前から農業に興味があり、就農して本格的に始めていくため、申請に至りました。権利取得後についてはみかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、年間従事日数が 150 日以上予定されていること、露地野菜を 21 年耕作されている[]にお住まいの[]さんの元で 8 年働いた経験があり、農作業経験があること、他地目に囲まれており周囲に与える影響が少ないこと等、農地法

第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。石田委員、補足説明をお願いします。

石田委員 先日、石田推進委員と現地確認をしました。現地は何とか植えられる状態になっていて、所有者はサラリーマンのため耕作をする動き也没有せん。申請者は頑張って教えてもらっているみたいなので大丈夫だと思います。問題ないと思います。

事務局 以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第31号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。申請番号28番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号28番、図面は戻りましてNo.2および別添資料1です。賃借人は、3条の番号38番の区分地上権者と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1,112㎡のうち支柱部分2.86㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が82株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約150cm以上、幅100cm

m以上となっております。2023 年 6 月にカミキリムシにかじられた影響で、弱っている 10 本の植替えと空いている場所に榊を 20 本植え付けたとのことですが、現在は全体的には順調に発育中である旨、知見者から意見をいただいております。今後も定期的に除草、消毒、剪定を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員 先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。資料を見てもらえると分かりますが、植替えをしていたりする株もあるので、樹高と幅は不揃いがあります。下部の管理も除草剤を使ったりしているみたいで比較的綺麗な状態になっています。ここは行き止まりのところで、周りは家庭菜園的な畑がばらばらとあるんですが、周りに及ぼす影響も少ないかと思しますので、普段のような管理をしていただければ問題ないかと思えます。以上です。

事 務 局 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 32 号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 33 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書 6 ページをご覧ください。公告予定が 7 月 19 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 10 筆 13321 m²の新規であります。

次に、議案書の 7 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 1 筆あります。県の農業振興公社が 1236

m²の農地を1名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、
に本社を置く に分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第33号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第34号湖西市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

担 当

それでは、「議案第34号湖西市農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。

湖西市農業振興地域整備計画にて農用地区域（俗称：青地農地）を設定しており、白地農地の青地農地への編入または青地農地からの除外について申出があった際に、農業委員会の皆様へ意見照会をさせていただいております。

5月中旬より「湖西市ウェブサイト」等にて農振除外の申出を募り、農振法の適格性の確認や都市計画法、農地法等の他法令の許可の見込を勘案した結果、6月14日の〆切時点で1件の申出による除外案件について、審査手続きを開始することとなりました。

農業委員会以外にも、法律で定められております、湖西用水土地改良区及び農協につきましても意見聴取を行い、静岡県との協議など、これから先の手続きを進める上での可否の判断材料の1つとしていきたいと考えていますので、皆様の忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。

それでは、本案件の説明をさせていただきます。

別添補足資料に位置図、箇所図、現地写真、個別一覧表（地番のリスト）が添付されておりますので、併せてご覧ください。

今回の案件は湖西市からの申出で、令和5年度に湖西市が造成したバッテリーロードと都市計画道路茶屋松線に供用された従前が農用地区域であっ

た土地の除外についてです。協議対象の筆の位置については、配布いたしました資料の位置図、変更詳細図および現地写真をご確認ください。協議対象が2地区に渡りまして、新居町浜名地区では大倉戸インター北側付近においてバッテリーロード本体、湖西市道浜名169号線および170号線に供用された土地、新居町内山地区ではバッテリーロード本体、湖西市道内山51号線52号線に供用された土地を今回の協議対象としております。なお、内山地区では、かつて市道内山51号線および52号線のあった区間にバッテリーロードが新たに通ったため、付け替え工事が行われております。除外面積の合計は13,573.87㎡となりまして、その内訳は田8筆2,592㎡、畑35筆10,981.87㎡です。

土地改良事業との関係ですが、昭和46年から47年にかけて新居町時代に行われた非補助圃場整備事業「大倉戸地区」の受益地に浜名地区が含まれておりますが土地改良事業実施より8年以上経過しており、また、現在、静岡県主体で実施中の一般農道整備事業「浜名湖西部地区」については、浜名地区および内山地区の両地区が受益から外れることによる事業採択要件への影響は無いことを西部農林事務所農村計画課と確認済みです。

市の意見といたしまして、農振法第10条第3項に規定する「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地」のうち「道路」に該当し、その立地がやむを得ず、農業的土地利用に支障を及ぼす恐れが少ない施設であることから、農用地区域に含まれない土地として判断いたしました。

ありがとうございます。以上で「湖西市農業振興地域整備計画の変更について」の説明を終わります。

議長 この案件について何かご意見、質問がございますか。

鈴木委員 もうできちゃってますよね。

担当 そうですね。通常であれば着前に皆さんに意見照会させていただいて、可否を伺っていくものなのですが、今回は法律上着工後に例外的に除外の協議ができる特例となります。

菅沼委員 今後の広がりというか展開というのは何かできる感じですか。

担 当 道路の関係施設については、これ以上追加で農用地区域が外れるといい
すか、ものができるようなものはないと伺っております。

山本委員 今後、こういった、物ができました、じゃあ意見聞かせてくださいという
ようなパターンが続くことはないですか。

担 当 相当なレアケースだと思います。通常、物を作る前に具体的な相談が特定
の筆からあってというようなケースが通常ですので、物ができてから除外の
協議をするというのは、今後はかなり可能性は低いと思います。

議 長 他にご意見、質問がございますか。

（意見がないか確認）

意見がなければ以上をもって意見聴取を終了し、農業委員会としては支障
なしという事でよろしいでしょうか

（異議なしの声）

それでは、議案第 34 号につきましては、農業委員会として「支障なし」と
いたします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 16 ページをご覧ください。報告事項第 20 号について、農地法第 3
条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のと
おりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書
類を受理しました。

続きまして、議案書 18 ページをご覧ください。報告事項第 21 号について、
農地法第 4 第 1 項第 7 の規定による届出が 1 件ありました。内容については
記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決
により書類を受理しました。

続きまして、議案書 20 ページをご覧ください。報告事項第 22 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 7 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 次回の定例会は、8 月 16 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター2 階となります。

（その他連絡事項）

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 7 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 26 分